

介護保険の
実施間近に



【介護保険の申し込みからサービスを受けるまで】

- ①申し込み
- ②介護保険を受けられる人
- ③六十五才以上の介護を必要とする人
- ④四十才～六十五才で脳血管障害などによって介護を必要とする人
- ⑤本人か家族などの代理人が市町村の窓口に申し込む。

四月一日より介護保険が実施されます。準備は着々とすんでいます。どうしたら介護保険によるサービスを受けられるようになりますか、もう一度順番に説明します。

(2)調査・主治医の意見書

(5)サービス開始

市、町、村から委託を受けたケアマネージャーが自宅などを訪ね体の具合の悪いところはいか、ぼけはないかななど状態を調べします。

同時に主治医が申請者の病気や治療の様子などの状態について意見書を書きます。

(3)介護度の認定

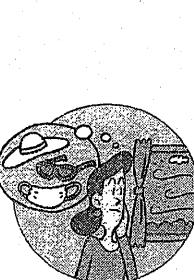
ケアマネージャーの調査票、主治医の意見書をもとに申請者の必要な介護度を決めます。
要支援、要介護 1～5 の六段階あります。申請者の状態に応じて、使えるサービスの量を決めることになります。

(6)要介護度のチェック



介護を受けている人の状態も、良くなったり悪くなったりします。
急激な変化がないかぎり、六ヶ月毎に要介護度を変更します。

ことしの花粉症は
ひどい



などの治療があります。



(2)強い抗アレルギー剤

- ①ねむくならない抗アレルギー剤
- ②花粉症には

昨年の夏の日照りのお陰で今年の杉花粉の量は多いとされています。
二月中はいつもと同じ程度と思われましたが三月に入つて症状がずっと重くなっています。
これまであまりおこらなかつた人や、しばらくおこつていなかつた人にもおこっています。

- ☆受付けからのお願い
- 月初めには必ず保険証を受付けにお出し下さい。
- 診察券は毎回お持ち下さい。

みんなの質問や投稿をお待ちしております。

3月・4月の休診日

(日曜・祭日)

水曜・土曜・第一火曜午後)

休 診

